文

原判決を破棄する。

被告人Aを懲役三年に、被告人Bを懲役二年に、被告人C及び被告人D をそれぞれ懲役一年六月に処する。

被告人らに対し原審の未決勾留日数中各一〇〇日をそれぞれその本刑に 算入する。

押収してある鎖一本(昭和五三年押第二八二号の二)を被告人Aから没 収する。

玾

(控訴の趣意)

被告人A、同B、同Dの弁護人鏑木圭介作成の控訴趣意書、被告人A、同Dの弁 護人佐々木静子作成の各控訴趣意書、被告人Cの弁護人西中務作成の控訴趣意書に 記載のとおりであるから、これらを引用する。

(当裁判所の判断)

弁護人佐々木静子の被告人Aに関する控訴趣意第一、同弁護人の被告人Dに 関する控訴趣意第二(原判示第一事実についての各事実誤認の主張)について

論旨は、要するに、 (イ) Eは、原判示の乗用自動車内、Fa階b号室内及びG 商会事務所内のいずれからも脱出することが可能であつたから、監禁罪は成立せ ず、また、(ロ)被告人らは、原判示の債権を取り立てるために強く弁済を迫つた に過ぎないから、恐喝未遂罪は成立しないのに、原判決が第一事実としてこれらの

罪の成立を認めたのは、事実誤認である、というのである。 まず、(イ)の所論について検討するのに、関係証拠によると、原判示のとお - 年一二月一二日午前九時四〇分頃被告人Aが右Eを待ちぶせし、嫌が る同人の腕をつかんで五メートル位先に停車中のツウドアの乗用自動車まで引つ張 つて行き、有無をいわさずその後部座席に坐らせて発車し、途中被告人C、同D、 同日を同乗させ「もう逃がさん。逃げようなんて考えるな」などと言つて同日午前 -時頃原判示G商会事務所に連れ込んだうえ、その後同月一五日午前一一時二〇 一一時頃原刊小ら同云事物がに是れたがたった、このは日が、立正・時分頃までの間同事務所内及び原判示Fa階b号室内において、被告人ら四名が互に Eを監視し、その間原判示のようなことを言つて同人を脅迫し、あるいはその首を 鎖で縛つて一方の端を便器や長椅子の足にくくりつけて南京錠で施錠するなどして アップ・ストラ 大東東部辺はた 脱出を困難にしたことが明らかであるから、原判決には所論のような事実誤認はな い。

(ロ)の所論について検討するのに、前段説示のとおり被告人らは債務者 であるEを三日間以上も監禁したうえ、原判示のような脅迫を加えて債務の弁済を 要求したものであつて、このようなことはとうてい権利実現の手段として許容される限度内の行為といえない。のみならず、右Eはすでに破産宣告を受けていたことも関係証拠により明らかであるから、特定の債権者のみがこのような手段で債務の弁済を強要することは、固より正当な手段とはいい難く、この点についても原判決に所論のような事実誤認はない。

論旨はいずれも理由がない。

弁護人西中務の控訴趣意第一点のうち

原判示第一事実についての趣意(事実誤認の主張)について

論旨は、要するに、被告人Cが原判決第一事実中の恐喝について共謀した事実はないのに、原判決がこれを認定したのは、事実誤認である、というのである。 しかしながら、関係証拠によると、同被告人は、原判示のような事情で被告人A

がEを監禁したうえ脅迫して債務の弁済を強要しようとしていることを知つて、被 告人B、同Dともどもこれと意を通じ、Eを監視して監禁行為に加担するととも 「金作つて早く帰りいな」とか「少し安くしてやるからペツパー警部の真似を せえ」などといつて金員交付の要求行為にも加担したことが明らかであるから、原 判決が被告人Cを恐喝未遂罪の共同正犯に問擬したのは正当であつて、同判決には

所論のような事実誤認はない。論旨は理由がない。 三 弁護人鏑木圭介の控訴趣意第一の一(原判示第二事実についての法令適用の

誤ないし事実誤認の主張)について 論旨は、要するに、刑法二二五条の二のいわゆる拐取者財物要求罪の行為主体は 「人ヲ略取又ハ誘拐シタル者」に限られているところ、被告人らはEを監禁したに とどまり、これを拐取したわけではないのに、原判決が第二事実として右の罪の成 立を認めたのは、法令適用の誤ないしは事実誤認である、というのである。

調査するのに、原判決は、第一事実として、監禁及び恐喝未遂の事実を認定し、

〈要旨第一〉そこで、営利略取罪の罪質について考えるのに、同罪は、暴行又は脅迫を用いて人を自己又は第三者の実力〈/要旨第一〉支配下に移し、その移動の自由を制限することを処罰する趣旨のものであるから、被略取者に対して右の実力支配を設定する行為のみをその対象としているものではなく、右の実力支配を維持する行為をもその対象としているものと解するのが相当である。すなわち、同罪は、暴行又は脅迫によつて人を自己の支配下に移した段階で既遂に達するけれども、その後も右の支配が続く間はその犯罪行為が継続している継続犯であると解されるのである。そして、監禁を手段として営利略取が行われた場合においても、もとよりその法律関係に変りはなく、この場合監禁罪と営利略取罪が成立し、両罪は観念的競合

の関係にあるものと考える。刑法二二七条の拐取幇助罪等の規定のあることは、必ずしもこのような解釈の障害となるものではない。

そうだとすると、被告人らはいずれも人を略取した者に該当することが明らかで あるから、原判決が被告人らに対して拐取者財物要求罪の成立を認めたのは正当で ある。論旨は理由がない。

弁護人鏑木圭介の控訴趣意第一の二(原判示第二事実についての法令適用の

誤ないし事実誤認の主張)について 論旨は、要するに、刑法二二五条の二第二項にいう「其財物」とは「近親其他被 拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者」が現に占有する財物と解すべきところ、被告人らは、 Lが現に占有する財物を交付するよう要求したのではなく、その夫Eの兄や姉から 夫の借金の返済資金を借り受けて交付するよう要求したに過ぎないから、原判決が 第二事実としていわゆる拐取者財物要求罪の成立を認めたのは、法令適用の誤ない しは事実誤認である、というのである。

〈要旨第二〉しかしながら、刑法二二五条の二第二項が「其財物」という要件を定 めているのは、被拐取者自身又は第三〈/要旨第二〉者の財物を交付させ又はこれを要 求する行為に出た場合を処罰の範囲外とする趣旨であつて、「近親其他被拐取者ノ 安否ヲ憂慮スル者」が現に占有する財物に限定する趣旨ではなく、その者が事実上 処分することのできる財物を広く意味するものと解するのが相当である。したがつ て、その者が拐取者の要求に応じるために他から入手するなどして処分を委ねられ た財物もこれに含まれるというべきであり、そのような財物の交付を要求した被告 人らに対し拐取者財物要求罪の成立を認めた原判決は正当であつて、同判決には所

論のような法令適用の誤も事実誤認も存しない。論旨は理由がない。 五 弁護人佐々木静子の被告人Aに関する控訴趣意第二、同弁護人の被告人Dに 関する控訴趣意第三(原判示第二事実についての法令適用の誤ないし事実誤認の主 張)について

各論旨は、要するに、 (イ) Eの妻しは、夫の安否を憂慮していなかつたから、 刑法二二五条の二第二項にいう「近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者」にあたら ず、また、(ロ)被告人らが右Lに対してした要求行為は、債権者として当然に許されるものであるから、同条項にいう「要求」にあたらないのに、原判決が第二事 実としていわゆる拐取者財物要求罪の成立を認めたのは、法令適用の誤ないしは事 実誤認である、というのである。

まず、(イ)の所論について検討するのに、刑法二二五条の二第二項にいう「近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者」とは、「近親」又は「其他被拐取者ノ安否ヲ 憂慮スル者」の意味であるから、本件の被拐取者の妻しは当然に右の「近親」の要 件にあてはまつている。また、同条一項との対比、「近親」との対比及び右条項の 立法趣旨を考慮するときは、「其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者」とは、近親と同 様に被拐取者の安否を憂慮すると考えられるような者であれば足り、被拐取者の安 否を実際に憂慮していることを要しないものと解するのが相当である。のみならず、右のLが拐取された夫の安否を憂慮していたことは関係証拠により明白であ る。したがつて、いずれの点からみても原判決には所論のような法令適用の誤ない しは事実誤認は存せず、論旨は理由がない。

次に、(ロ)の所論について検討するのに、債務者を略取監禁したうえその妻の憂慮に乗じてその財物の交付を要求することが、債権者の正当な権利行使であると解すべき根拠は、まつたく存しない。したがつて、原判決には所論のような法令適用の誤ないしは事実誤認は存せず、この点の論旨も理由がない。

六 弁護人西中務の控訴趣意第一点のうち原判示第二事実についての趣意(事実 誤認の主張)について論旨は、要するに、被告人Cが原判示第二事実のいわゆる拐 取者財物要求について共謀した事実もその実行行為もないのに、原判決がこれを認 定したのは、事実誤認である、というのである。

しかしながら、関係証拠によると、被告人Cは、被告人AらがEを監禁したう え、これを脅迫して金員を交付させようとし、同人自身に資力がないと分ると同人 の安否を気づかうその親族らに電話をし、金員の交付を要求していることを知りな がら、Eの監禁行為を分担していたものであることが明らかであるから、原判決が 同被告人を拐取者財物要求罪の共同正犯に問擬したのは正当であり、原判決には所 論のような事実誤認はない。論旨は理由がない。

七 弁護人鏑木圭介の控訴趣意第二(原判示第一事実及び第二事実についての法 **令適用の誤の主張)について** 

論旨は、要するに、原判示第一事実の監禁罪は同第二事実のいわゆる拐取者財物

要求罪に吸収されると解すべきであるのに、原判決がこれを併合罪としたのは、法 令適用の誤である、というのである。

しかしながら、いわゆる拐取者財物要求罪は、略取誘拐ないしは監禁の行為を事実上利用しているけれども、法律上は財物の交付を要求する行為を内容とするものであるから、略取誘拐罪ないしは監禁罪とは別個に成立すると解するのが相当であり、また、監禁罪と拐取者財物要求罪とは、その各罪質と行為に違いがあることにかんがみ、これを併合罪の関係にあるものと解するのが相当である。したがつて、原判決には所論のような法令適用の誤はなく、論旨は理由がない。

八 弁護人鏑木圭介の控訴趣意第三、弁護人佐々木静子の被告人Dに関する控訴 趣意第四(原判示第三事実についての事実誤認の主張)について

各論旨は、要するに、被告人Dが原判示第三事実の傷害について加担した事実はないのに、原判決がこれを認定したのは、事実誤認である、というのである。

しかしながら、Eの原審における証言によると、原判示のとおり、Eの言にしたがつて被告人DがEの姉婿方に電話したのに、姉婿らから自分達もEの被害者であって金など出せないと断わられたところから、Eにだまされたと激昂し、持つていた受話器でEの頭部を数回殴打したことが明らかである。そして、右証言は、Eの目前で起つた出来事に関するもので、具体的かつ詳細であり、一連の経過にも合致しているばかりでなく、反対尋問によつてすこしも揺らいでいない点からみて、その信用性は高く、これに反する被告人らの捜査段階及び原審公判廷での供述は措信し難い。したがつて、原判決には所論のような事実誤認はなく、論旨は理由がない。

九 弁護人鏑木圭介の控訴趣意第四、弁護人佐々木静子の被告人Aに関する控訴 趣意第三、第四、同弁護人の被告人Dに関する控訴趣意第五、弁護人西中務の控訴 趣意第二点(各量刑不当の主張)について

次に、被告人Cは、原判示第四の傷害の犯行で起訴されて審理中、同第一、第二の各犯行に加担したものであり、これら犯行の罪質、態様のほか同被告人には昭和四七年一一月窃盗罪で執行猶予付きの懲役刑に処された前科のあることなどを考慮するときは、その犯情は軽視できず、原判決の同被告人に対する刑も首肯できないわけではないけれども、同被告人が本件各犯行に加担するに至つた事情及びその行動が必ずしも積極的でなかつたことに加えて、被告人Aに関して指摘した原判決後の事情を被告人Cのためにも有利な事情として斟酌するときは、現時点においては被告人Cに対する原判決の量刑はやや重きに過ぎると考えられる。

被告人Bは、原判示第四を除く前記各犯行に加担し、その行為も従たる役割というよりはむしろ積極的に脅迫、暴行に及んでいるのであつて、これら犯行の罪質、態様、果した役割のほか、同被告人の前科、非行歴に徴するときは、犯情は軽視できず、同被告人に対する原判決も首肯できないわけではないけれども、被告人Aに関して上述した事情を右被告人Bのためにも有利に斟酌するときは、現時点においては被告人Bに対する原判決の刑もやや重きに過ぎると考えられる。

被告人口は、昭和五一年に強姦未遂罪で懲役二年、執行猶予三年の刑に処されながら、その猶予期間中に原判示第一ないし第三の犯行に加担したものであつて、その各犯行の罪質、態様、前科等に徴するとその犯情は軽視することができず、原判決の同被告人に対する刑も首肯できないわけではないけれども、同被告人が本件各犯行に加担するに至つた事情に加えて、被告人Aに関して説示した事情を被告人Dのためにも有利に斟酌するときは、現時点においては被告人Dに対する原判決の刑はやや重きに過ぎるものと考えられる。

(結 論) よつて、刑事訴訟法三九七条二項によつて原判決を破棄し、同法四〇〇条但書に したがつてさらに判決することとし、原判決が各被告人につき認定した関係各事実 にその挙示する関係各法条(但し、訴訟費用について刑事訴訟法一八一条一項但 書)を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 瓦谷末雄 裁判官 香城敏麿 裁判官 鈴木正義)